中山間地域居宅介護支援確保事業費補助金（事業者への居宅介護支援費補助）

1　背景：　中山間地域では新規参入事業者の見込みがほとんどなく、圏域外の居宅介護支援事業者が居宅介護支援を行う場合、移動時間に対する負担が大きいため、参入の足かせとなっている。

2　目的：　中山間地域における在宅介護サービスの確保を図るため、佐久間・水窪圏域に居住する在宅要介護者に対して、ケアプランの作成等を行った圏域外の居宅介護支援事業者に対し、補助金を交付する。

3　内容：　佐久間・水窪圏域における圏域外からの支援１件あたり 5,000 円

4　補助対象：　対象地区外に所在する事業所の介護支援専門員が利用者に対して行う居宅介護支援
※居宅介護支援費の算定要件を満たし、事業者が補助金の交付を申請しようとする年度の４月１日から３月１０日までの間に静岡県国民健康保険団体連合会に請求する居宅介護支援費に係るものに限る。

※ 詳細は、『浜松市中山間地域居宅介護支援確保事業費補助金交付要綱』をご確認ください。